

7 経済的支援

(1) 手当・年金等

1. 在宅重度心身障害者手当

身体障害者手帳1、2級、療育手帳④、Aまたは
精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方もしく

は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害であり、原則65歳未満の方が対象です。ただし、町民税が課税されている方、施設等に入所している方、特別障害者手当等を受給している方は除きます。月額5,000円を7月と11月と3月に4ヶ月分まとめて支給します。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

2. 特別障害者手当・障害児福祉手当

(1) 特別障害者手当

(対象者) 20歳以上であって、身体又は精神の重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方（国民年金1級程度の障害が重複する方及びそれと同程度以上と認められる方）。ただし、施設に入所中の方及び継続して3か月を超えて病院等に入院している方は除きます。

(内 容) 月額30,450円（R8.4.1～）

(2) 障害児福祉手当

(対象者) 20歳未満であって、身体障害者手帳1級及び2級の一部または療育手帳④をお持ちの方、並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度の方。ただし、障害を支給事由とする年金を受給している方及び施設に入所中の方は除きます。

(内 容) 月額16,560円（R8.4.1～）

※ これらの手当は、3か月分をまとめて2・5・8・11月に支払います。ただし、受給資格者の前年の所得が一定の額を超えるときもしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給されません。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の子どもを育てている方に手当を支給することによって、その児童の福祉の増進を図るものです。

(支給制限)……次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・児童福祉施設等に入所しているとき（通園施設は除く）
- ・子どもが障害による公的年金を受けることができるとき
- ・前年または前々年の所得が一定の額を超えるとき

(支給額)……月額 1級（重度）58,450円、2級（中度）38,930円（R8.4.1～）

(支払月)……4月、8月にそれぞれ前月分までを支給、11月は当月分までを支給。

→窓口 ココット 子育て支援課 子育て支援担当

電話 81-6181 FAX81-6186

メール ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. 児童扶養手当

父親又は母親が重度の障害か、父親又は母親のいない18歳年度未満の児童（一定の障害がある場合は20歳未満）の福祉の増進を図るため、その児童を育てている母親または父親若しくは祖父母等養育者に支給されます。

(支給制限)……次のいずれかに該当する場合は受給できません。

- ・前年（または前々年）の所得が一定の額を超えるとき
- ・公的年金給付額が児童扶養手当額を超えるとき＊障害年金を受給している方は、児童扶養手当の額と障害基礎年金の子の加算分の額との差額が支給されます。
- ・児童福祉施設（通所施設等は除く）に児童が入所している場合

(支給額)……月額 全額支給 48,050円 一部支給 11,340円～48,040円

(前年または前々年の所得に応じて)（子ども一人の場合、R8.4.1～）

(支払月)……奇数月に前月分まで支給

→窓口 ココット 子育て支援課 子育て支援担当

電話 81-6181 FAX81-6186

メール ogawa108@town.saitama-ogawa.lg.jp

5. 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。ただし、初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付又は免除されていること、または初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと（保険料納付要件）が必要です。

また、20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから、所得制限が設けられています。

→窓口 小川町役場 町民課 戸籍年金担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa106@town.saitama-ogawa.lg.jp

6. 障害厚生年金・障害手当金

厚生年金保険加入中に初診日のある病気やけがによって、法令により定められた障害等級（1級・2級・3級）のいずれかに該当する場合に障害年金が支給されます。また、厚生年金加入中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残った場合は障害手当金（一時金）が支給されます。ただし、年金・手当金ともに、初診日前に一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。なお、申請の際は、事前に年金事務所にご相談ください。

→窓口 川越年金事務所 川越市脇田本町 8-1 U PLACE 5 階

電話 049-242-2657 FAX049-245-8919

7. 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受けられない人への救済措置として「特別障害給付金制度」があります。対象者は、国民年金の任意加入対象とされていた方で、

1. 昭和61年3月以前に被用者年金制度等に参加（又は受給等）をされていた方の配偶者
2. 平成3年3月までの一部の昼間部の学生

であって、上記1または2に該当し、当時、任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1級もしくは2級相当の障害の状態にある方。なお、ほかの障害基礎年金などを受給できる方は対象となりません。また、所得等により支給が制限される場合があります。

→窓口 小川町役場 町民課 戸籍年金担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa106@town.saitama-ogawa.lg.jp

8. 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者で、次のすべての要件を満たしている方が対象です。

- （対象者）
1. 加入者（保護者）の年齢は毎年度の4月1日時点で65歳未満であること。
 2. 加入時、県内（さいたま市除く）に住所があること。
 3. 加入者は、特別の疾病や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること。

この制度の加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます。また、障害者が死亡した場合は弔慰金が支給されます。この制度は共済制度ですので、

加入者は掛金を納めます。また、所得により掛金が減額又は免除になる場合があります。

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

(2) 税の控除・非課税・減免

1. 税金の控除・非課税

(1) 所得税の障害者控除

納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害がある場合は、障害者控除が受けられます。手帳の等級により、所得金額から控除される額に違いがあります。

→窓口 東松山税務署 東松山市箭弓町 1-8-14 電話 22-0990

ただし、所得税を給与から源泉徴収されている方は、勤務先の給与担当

(2) 住民税の障害者控除

所得税と同様に障害者控除が受けられます。(確定申告している方は住民税申告は不要です。)

→窓口 小川町役場 税務課 住民税担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa128@town.saitama-ogawa.lg.jp

ただし、住民税を給与から特別徴収されている方は、勤務先の給与担当

(3) その他の税

○利子税・相続税・贈与税の非課税又は障害者控除について

→窓口 東松山税務署 東松山市箭弓町 1-8-14 電話 22-0990

○身体障害者用物品の譲渡、貸付、製作の請負及び修理の消費税の非課税について

→窓口 東松山税務署 東松山市箭弓町 1-8-14 電話 22-0990

○視覚障害者が個人で営む、あんま、マッサージ、はり、きゅうなどの医業にかかる個人事業税の非課税について

→窓口 東松山県税事務所 東松山市六軒町 5-1 埼玉県東松山地方庁舎 1 階

電話 23-8908

2. 自動車関係税の減免

(1) 自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で一定の障害程度の方またはこれらの方々と生計を一にする方が、取得または所有する自動車（軽自動車

を除く)で、専ら障害者の通院、通学、通所または生業のために使用される自動車については、一人につき一台まで自動車税が減免されます。

→窓口 埼玉県自動車税事務所 熊谷支所 熊谷市御稜威ヶ原 701-5
電話 048-532-8011 FAX048-530-1011

(2) 軽自動車税の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの方で一定の障害程度の方またはこれらの方々と生計を一にする方が、取得または所有する軽自動車、二輪車、原付バイクで、専ら障害者の通院、通学、通所又は生業のために使用される軽自動車については、軽自動車税の納期限までに申請することにより、一人につき一台まで軽自動車税が減免されます。ただし、すでに自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

→窓口 小川町役場 税務課 住民税担当
電話 72-1221 FAX74-2920
メール ogawa128@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

65歳以上の方、要介護認定または要支援認定を

受けている方、障害者に該当する方が居住する住宅で、一定のバリアフリー改修工事(床の段差解消、廊下の拡張、浴室・トイレの改良、手すりの取り付けなど)が行われ、次の要件に該当する場合は、翌年度の対象家屋の固定資産税(100㎡相当分までに限る)の3分の1が軽減されます。工事完了後3か月以内に申請が必要です。

1. 平成28年4月1日から令和13年3月31日までの間に行われた改修工事であること。
2. 新築された日から10年以上を経過した住宅(居住部分が2分の1以上あるもの)であること。
3. 床面積が40㎡以上、240㎡以下であること。
4. 工事費用が50万円をこえること(国または地方公共団体からの補助金等をもって当てる部分を除く)。

→窓口 小川町役場 税務課 資産税担当
電話 72-1221 FAX74-2920
メール ogawa128@town.saitama-ogawa.lg.jp

4. 介護保険の適用除外

65歳以上の方(または40歳以上65歳未満の方)が介護保険適用除外施設に入所した場合、届出することで、介護保険の被保険者ではなくなり、介護保険料(または各医療保険の介護分)を納付する必要がなくなります。

→窓口（65 歳以上の方）

パトリアおがわ 長生き支援課 介護保険担当

電話 74-2323 FAX74-2343

メール ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp

→窓口（40 歳以上 65 歳未満で小川町の国民健康保険に加入されている方）

小川町役場 町民課 国民健康保険担当

電話 72-1221 FAX74-2920

メール ogawa126@town.saitama-ogawa.lg.jp

→窓口（40 歳以上 65 歳未満で小川町の国民健康保険以外の医療保険に加入されている方）

加入している医療保険の窓口

（3）公共料金の割引

1. 運賃の割引

鉄道・バス・国内航空運賃・タクシーの割引について割引が受けられる場合があります。詳細については各社にお問い合わせください。

→窓口 各交通機関窓口

2. 有料道路の割引

（対象者） 1. 障害者ご本人が運転する場合……

身体障害者手帳をお持ちのすべての方が対象

2. 障害者ご本人以外の方が運転し、障害者ご本人が同乗する場合……

身体障害者手帳（第1種）又は療育手帳（第1種）をお持ちの方

（内 容） 料金を支払う際に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示し、割引を受けられます（割引は50%）。ETC の利用もできます。なお、割引を受けるには、事前に健康福祉課で登録をしてください。

（必要書類） 障害者手帳、車検証、運転免許証（本人運転の場合）

ETC 利用の場合、上記に加え ETC カード、ETC 車載器の管理番号のわかるもの
割賦購入または長期リースにより自動車を利用されている場合、割賦契約書
又はリース契約書

→窓口 小川町役場 健康福祉課 障害福祉担当

電話 72-1221 FAX74-2341

メール ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

3. NHK受信料の減免

(全額免除)

1. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合で、その住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

(半額免除)

1. 世帯主が視覚障害者又は聴覚障害者の身体障害者手帳をお持ちの場合で、その方がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。
2. 世帯主が身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳④またはAもしくは精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方がその住居に受信機を設置して締結する放送受信契約。

なお、減免を受けるには、健康福祉課で証明を受け、下記宛に提出してください。

→窓口 NHKさいたま放送局 経営管理企画センター 電話 048-833-2045
さいたま市浦和区常盤 6-1-21

4. 郵便物の減額及び無料扱い

点字郵便物、盲人用録音郵便物、盲人用点字小包郵便物、心身障害者用書籍小包郵便物、聴覚障害者用書籍小包郵便物等で要件を満たせば、料金が減額又は無料となる場合があります。

→窓口 各郵便局

5. NTT番号案内の料金減免 (ふれあい案内)

(対象者) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちで一定の障害のある方を対象に番号案内料金を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。

あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ることにより無料となります。詳しくは下記へお問い合わせください。

→窓口 NTT 電話 0120-104-174 (全国共通)

6. 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が対象となります。割引の内容は、事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話会社にお問い合わせください。

→窓口 各携帯電話事業者

(4) 資金の貸付

《小川町社会福祉協議会が窓口の貸付制度》

→ 窓口 小川町腰越 618 パトリアおがわ 2 階
電話 74-3461 FAX74-3462
メール volunteer@ogawashakyo.or.jp

1. 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯（身体障害者世帯、知的障害者世帯、精神障害者世帯）、高齢者世帯、生活保護世帯（それぞれ要件を満たす場合）が対象となりますが、世帯によっては貸し付けられる資金の種類が限られています。

資金の種類は次のとおりです。

- 1 総合支援資金・・・生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費
- 2 福祉資金・・・・・・福祉費（生業費・技能習得費・住宅費・福祉用具購入費・障害者自動車購入費・災害援護費・中国残留邦人等国民年金追納費・療養介護費・その他日常生活上一時的に必要な経費）、緊急小口資金
- 3 教育支援資金・・・教育支援費・就学支度費
- 4 不動産担保型生活資金・・・不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金